

# 生前整理、考えるなら今でしょ！

## 空き家のしまい方・活かす方

### 生前整理の話し合い

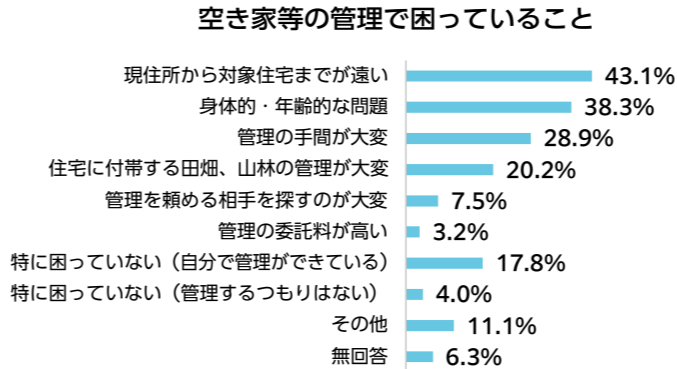
空き家の取得理由で最も多かったのは相続ですが、活用や解体がされず、結果として、不具合が見られる空き家へと繋がっています。市では、空き家バンクのほか、空き家の解体、相続登記、修繕等の費用の補助を行っていますので、親子や親族などで、生前整理について話し合ってみてはいかがでしょうか。

空き家の取得理由で最も多かったのは相続ですが、活用や解体がされず、結果として、不具合が見られる空き家へと繋がっています。市では、空き家バンクのほか、空き家の解体、相続登記、修繕等の費用の補助を行っていますので、親子や親族などで、生前整理について話し合ってみてはいかがでしょうか。

### 空き家の利用で困っていること

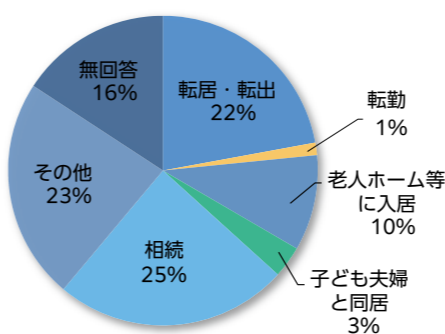
| 項目  | 売却・賃貸したい (してもよい)                  | 解体したい                             | 自分や家族、親族が住む                         |
|-----|-----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| 第1位 | 売却・賃貸したいが、どうしたらよいか分からない (54.0%)   | 解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できない (76.6%)  | 特になし (45.0%)                        |
| 第2位 | 家財・荷物を置いたままであり、その処分に困っている (41.3%) | 解体したいが、更地にすることで固定資産税が上がる (51.1%)  | 家財・荷物を置いたままであり、その処分に困っている (25.0%)   |
| 第3位 | 解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できない (38.1%)  | 家財・荷物を置いたままであり、その処分に困っている (38.3%) | 住宅に付帯して農地や山林があり、売却や賃貸が困難である (10.0%) |

- ☎ 空き家対策補助金 都市整備課 ☎0823-43-1647
- ☎ 空き家バンク 企画振興課 ☎0823-43-1630



平成27年の調査の結果、小規模修繕により再利用可能な状態にある約600戸の所有者にアンケートを実施したところ、現住所から空き家までが遠い、身体的・年齢的な問題、管理

### 空き家となった理由



### 空き家は増加傾向

市では、市内の空き家の所在や状態などを把握するため、平成27年と令和3年に実態調査を行いました。調査の結果、令和3年に把握した空き家と思われる住宅は1865戸あり、前回調査と比較すると約500戸増加していました。住宅の状態を見ると18

## 知って活用 空き家バンク

空き家バンクでは、売買・賃貸を考えている空き家をポータルサイトに掲載して、物件の情報発信をしています。

平成19年度から令和4年度までの16年間で、登録した物件数約370件うち、売買や賃貸の成約件数が約280件(成約率約77%)と、多くの空き家が活用されています。特に、令和3・4年度の成約件数は県内で2番目に多く、政令指定都市(広島市)に近い広島市が選ばれています。

市が移住相談を委託している(一社)フウドの調査では、広島市内の居住者からの相談が最も多いそうです。年代は20〜70代と幅広く、相談者の約7割が定住を目的に空き家バンクの物件を探しています。

### 空き家対策講演会を開催

「家財の片付け」は、空き家の所有者が抱える悩みの1つです。講演会では、家族が抱える問題や空き家の片付けの事情、放置のリスクなど、一緒に考えてみましょう。空き家になる前にしておく整理や、親子や親族で話すためのきっかけづくりとして、ぜひ、ご来場ください。



▲湯上みどりさん

### 相続登記が義務化されます(令和6年4月1日から)

令和6年4月1日から、相続登記が義務化されます。土地や建物を相続し、まだ登記をされていない方は、申請義務違反とならないように、早めに手続きを行ってください。また、ご両親が土地や建物を所有している方は、相続登記を忘れないように注意してください。

令和6年4月1日から、相続登記が義務化されます。土地や建物を相続し、まだ登記をされていない方は、申請義務違反とならないように、早めに手続きを行ってください。また、ご両親が土地や建物を所有している方は、相続登記を忘れないように注意してください。

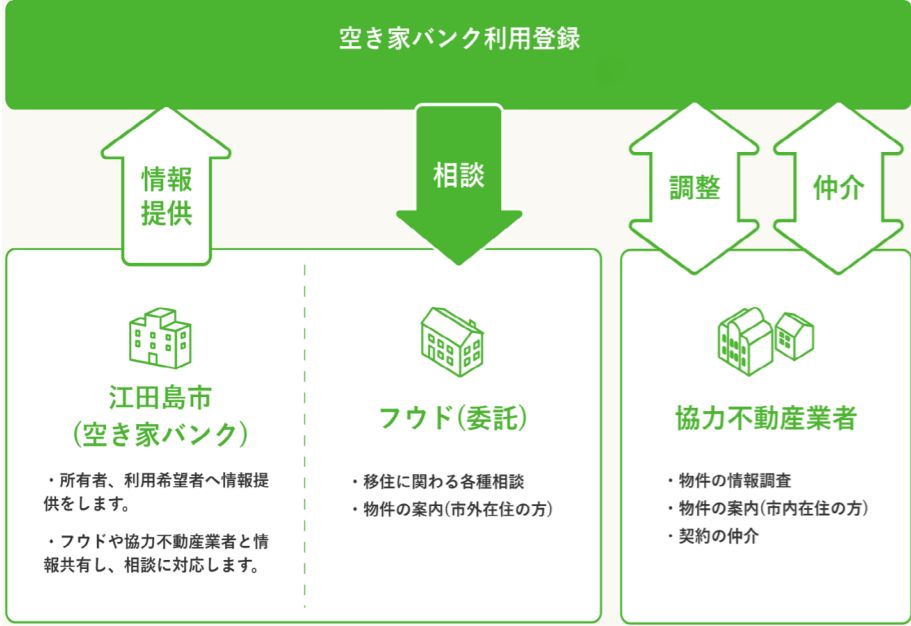
### 次のポイントに注意

- 相続または遺贈によって不動産を取得した相続人は、
- 正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。
- 過去に発生している相続等も対象となり、義務化から3年以内に登記する必要があります。

☎ 広島法務局呉支局

☎ 0823(21)9289

### 空き家バンク利用登録



☎ ポータルサイト hodohodoQRコード



▲ YouTube 「VR内覧で180万円の空き家を購入した夫婦も」